

美ら島おきなわ教育の日を定める要綱

～ 沖縄の未来を拓く人づくり ～

平成26年4月16日

沖縄県教育委員会

(趣旨)

第1

沖縄県における学力問題や家庭教育の推進等、教育を取り巻く様々な課題を克服し、「『美ら島』おきなわ」を創造する人材を育成するためには、県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもと、本県教育の充実と発展を図る必要があるため、「美ら島おきなわ教育の日」(以下「教育の日」という。)を定める。

(教育の日)

第2

教育の日は11月1日とする。

(教育の日の取組期間)

第3

教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、教育の日を含む前後1か月間に実施するよう努めるものとする。

(教育の日の取組)

第4

県教育委員会は、教育に関係する機関及び趣旨に賛同する団体・企業等の協力を得て、教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うとともに、広く県民への普及に努め、県民による主体的な取組を推進するものとする。

(その他)

第5

この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。